

目次

1.指導者	2
2.研修	3
3.会費	3
4.参加者の募集	4
5.活動計画	4
6.スポーツ少年団との関係	4
7.認定要件等	6
8.活動場所	6
9.学校との連携	6
10.地域展開の在り方	7
11.兼職兼業について	8
12.活動場所の確保	9
13.その他	9

No.	項目	質問	回答(現時点での考え方)
1	指導者	「指導者は必ずしも技術指導ができるものである必要はない」となっていますが、認定地域クラブの要件について、各スポーツ競技の指導者資格や審判資格の有無は要件でないという理解で良いか。	<p>勝央町の認定地域クラブはスポーツに限らず、文化団体や例えばボランティアクラブなど、競技・活動の専門性を必ずしも必要としないクラブの創設も想定していることから、指導者資格の保有は必須とはしていません。</p> <p>ただし、スポーツ競技によっては、中体連登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められる競技団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましいと考えています。</p>
2		指導者への謝金補助の内容は？	<p>教育委員会としては、活動団体への活動助成金の支給も検討しているところです。詳細は決定次第、関係者へのお知らせやホームページ等で公表いたします。</p>
3		指導者への謝金は教育委員会が支払うのか。金額の基準は設定されるのか。また、確定申告は必要か。	<p>指導者への謝金は各クラブの中で適正に執行していただきます。直接、教育委員会からはお支払いいたしません。基準(水準)等も設定いたしません。</p> <p>なお、本業(会社員など)以外に年間 20 万円を超える指導者として受け取った謝金がある場合は、確定申告が必要とする場合があります。それ以外でも確定申告が必要となるケースがありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。</p>
4		指導者は運営団体(教育委員会)から派遣されるのか。	<p>運営団体が地域の受け皿に移行した場合、そのような形も考えられ</p>

			<p>ますが、現状は各クラブでの指導者の配置をお願いいたします。</p> <p>指導者を募集する場合は、教育委員会としてもチラシの作成や広報などの支援をさせていただく予定です。</p>
5		<p>引率者への旅費等の支給はありますか。特に中国・全国大会など遠方での大会開催となる場合。</p>	<p>今後支援の在り方を検討していきます。</p>
6		<p>指導者の登録はどのように行われるのか。認定の基準はあるのか。</p>	<p>指導者の登録はお一人ずつ「登録申請書」を記入していただきます。認定の基準等は特に設けてはいませんが、特に児童生徒の安全確保と健全育成を目的とした各種事項を遵守することにご誓約いただきます。</p> <p>ただし、スポーツ競技によっては、中体連登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められている競技団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましいと考えています。</p>
7	研修	<p>「町が定める研修」とは、具体的に想定されている内容があるか。</p>	<p>国のガイドライン等によると、指導者の登録には、当該市区町村が定める研修を受講することが求められているところです。教育委員会では、有識者を講師に迎えた指導者研修会の開催し、これを当該研修に充てることを検討しています。詳細は改めて通知する予定です。</p>
8	会費	<p>認定地域クラブの活動は会費の徴収が必要か。</p>	<p>クラブごとに状況が異なるため、会費の徴収は必ずしも必要としておらず、教育委員会としても一律の設定は行いません。認定要件に基づき、各クラブにおいて設定して</p>

			<p>いただきたいと思います。</p> <p>受益者負担の導入(会費)は、専門指導者への適正な報酬や施設使用料を確保し、教職員の負担を減らしながら生徒の活動機会を持続的に維持するために不可欠です。</p> <p>教育委員会としては家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、配慮を進めていく方針です。</p>
9		<p>会費の徴収について保護者の理解が得られるか心配。</p>	
10		<p>広域から生徒を集めるものではないとのことだが、その範囲は？</p>	<p>範囲は町単位を想定しています。したがって広域の範囲＝町外となります。</p>
11	参加者の募集	<p>地域クラブには、他校の生徒も参加できるとのことだが、その範囲は？また、その生徒の在籍している学校との連携はどのように行うのか。</p>	<p>参加者は基本的には町内の生徒を想定しているが、町内に在住であっても、例えば津山中学校や誕生寺支援学校など町外の学校に通っている生徒の参加も想定される場所です。指導者同士のつながりがあれば、当該学校と直接連絡を取られることも可能ですが、それが困難であれば勝央町教育委員会を通して連絡をお取りしますので、必要があればまずは勝央町教育委員会にご連絡ください。</p>
12	活動計画	<p>活動計画の公表とはどのような形か。</p>	<p>認定申請時に月間、年間の活動計画をご提出いただくことを想定しています。これを当該クラブの加入者募集の際に、チラシ等で公表することを想定しています。</p>
13	スポーツ少年団との関係	<p>現在、スポーツ少年団は練習場所や活動費など町から優先的に支援がされていますが、認定地域クラブに対する支援についてはどのような考えがあるか。</p> <p>※指導者報酬、活動助成金、</p>	<p>スポーツ少年団と同等程度の措置(支援)が想定されます。詳細が決まれば改めて通知する予定です。</p>

		会場使用料減免、練習場所の確保など	
14		<p>スポーツ少年団を認定クラブに切り替えることができるか。</p> <p>また、その場合に今まで受けられていた町からの支援はどうなるのか。</p>	<p>スポーツ少年団活動を認定地域クラブ活動に切り替えることは可能です。その場合でも認定要件に基づく申請をお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、スポーツ少年団と認定地域クラブの両方から(同時に)支援を受けることは想定されません。(どちら一方からの支援となる見込みです)</p>
15		<p>スポーツ少年団と認定地域クラブとの関係は？</p>	<p>日本スポーツ協会が統括する、歴史ある「民間(社会教育)のスポーツ団体」です。主に小学生を対象に、地域のボランティア指導者や保護者の協力によって自主的に運営されてきました。</p> <p>認定地域クラブ」はゼロから新しいクラブを立ち上げるだけでなく、既存の地域団体を認定するケースも想定されます。ここにスポーツ少年団が関わってきます。</p> <p>その際、他の自治体では、地域に基盤がある「スポーツ少年団」が、中学生の受け皿(=認定地域クラブ)として手を挙げ、活動を拡張・移行していくケースが増えています。従来のスポーツ少年団は「小学生」がメインでしたが、部活動の地域移行に伴い、「中学生(あるいはそれ以上)」までをカバーする指導体制を作るなど、その役割を進化させています。</p> <p>関係性としては、「スポーツ少年団が、時代の変化(部活動の地域展開)に合わせて『認定地域クラブ』と</p>

			いう新しい衣をまとい、中学生のスポーツの場も支えていく」という、関係にあると言えます。
16		地域クラブの認定数に上限や条件を付けるか？	協議会で協議の上、決定する予定です。
17		単町ではなく、広域(例えば、津山市に拠点を置くクラブに勝央中の生徒も参加しており、当該クラブが勝央町の認定を求めてきた場合)はどうするか。	活動拠点が勝央町内であれば、認定申請を受け付ける方針です。
18	認定要件等	団体を設立するにあたり運営規約の制定が求められているが、会費の明記は必要か。	参加者や保護者への適切な情報開示や透明性の確保のためにも、会費の明記は必須といたします。 なお、教育委員会では、運営規約の例文(ひな形)も用意する予定ですので、こちらを参考にさせていただければ幸いです。
19		勝央町が実施主体となる場合があるのか。	勝央町または勝央町教育委員会が実施主体となって行う活動(団体)も想定されます。なお、その場合はいくつかの認定要件は適用しないとの例外規定が存在します。
20	活動場所	認定地域クラブは中学校の施設や備品等が使用できるか。	協議会で協議の上、決定します。教育委員会としては、中学生が放課後そのまま学校で活動できるような体制を整えたいと考えています。
21	学校との連携	ガイドライン中、部活動と認定地域クラブとの比較の中で、「学校と連携して行う活動」とはどういう意味か？	部活動はこれまで学校教育の一環として、生徒の心身の健全な成長を支える重要な教育活動として大きな役割を果たしてきました。一方で、認定地域クラブは学校の教育活動ではなくなるが、その活動には学校と協力して行うこと(例えば施設や備品の利用、生徒に關す

			る情報交換、兼職兼業の先生の指導など)があります。こうしたことから、認定地域クラブの位置付けは学校と連携して行う活動としていところでは。
22	地域展開の 在り方	平日の地域展開は本当に可能か。	令和9年4月からの完全展開に向けて制度設計を急ぐとともに、指導者・団体の確保に向けた取り組みを進めていきます。
23		認定地域クラブの種類は？これまで部活動になかった活動も可能か。	認定要件に合致するものであれば、これまでの部活動は当然のこと、部活動になかった種目のクラブの設立も想定されます。 認定地域クラブが立ち上がれば、生徒はこれまでの部活動にとられず、様々な活動(種目)を選ぶことができるようになります。
24		完全移行となる令和9年4月以前の認定地域クラブの発足は可能か。	認定要件は7月頃を目途に正式に公表する見込みです。9月からは休日の部活動が廃止されることから、9月から認定地域クラブを発足・開始することが可能です。
25		町が地域展開を完全実施する令和9年4月時点は、国では改革実行期間(前期)である。急ぐ必要があるのか。	教職員の時間外勤務の現状や心理的負担のことを鑑みると部活動の改革は急務であると考えています。タイトなスケジュール感となり、指導者をはじめ関係者の皆様方には大きなご負担をお掛け致しますが、ご理解の程よろしく願いいたします。
26		アンケート結果を見ると地域中心の活動を望む意見は少数であったが。	アンケート実施時期は「地域展開」について、町としての在り方や方向性が確立されておらず、情報公開も限定的であったことから、そのような結果になったと推察される部分があります。地域展開の意義や方針を丁寧にお伝えし、保護

			者をはじめ地域の皆様のご理解を得られるように努力していきます。
27		指導者の確保は十分見込まれるのか。	指導者の確保を図るためにも、まずはその土台であるガイドラインの制定を急ぎます。そのうえで、各種広報や競技団体ごとに意向調査等を実施し、指導者の確保に努めていく予定です。
28		兼職兼業の届出等は教育委員会が用意するのか。	その通りです。「勝央町立学校職員服務規程」に基づき実施します。
29		教職員が平日に活動する場合は、兼職兼業の届出の対象になりますか。	勤務時間後などはその対象になり得ます。ただし、兼職兼業の届出は、教職員としての勤務時間と地域クラブ活動等に従事する時間が重複していないことが必要条件となることに注意が必要です。
30	兼職兼業について	兼職兼業を希望する教職員はどれくらいいるのか。なお、教職員が従事しなくても運営は可能か。	令和8年度は複数名の教職員が地域クラブでの指導を引き受けてくださる意向を示されています。もちろん、地域クラブへの参加は教職員に意向に沿ったものでなければなりません。教職員のみならず地域クラブの存続を託すような体制とならないように、教育委員会としても多様な指導者の確保に努めていきたいと考えています。
31		兼職兼業が認められる教職員はどれくらいいるのか。	兼職兼業の目安の一つに、「時間外在校等時間」と「地域クラブ活動等における労働時間」を通算した時間が80時間以内(ただし、教員の心身の健康の確保の観点から、合計時間は月45時間以内になることが望ましい)という基準があります。兼職兼業が認められるか否かは、その他にも様々なチェック項目があることから、当該教職員の働き方及び当該クラブ活動の内容等

			を総合的に勘案して兼職兼業が認められることとなります。したがって、現時点でどのくらいの教職員がいるかどうかは判断できかねます。
32		兼職兼業が認められなかった教職員は、謝金を得ずに地域クラブ活動に関わることは可能か。	兼職兼業が認められなかったということは、兼職兼業の承認のなんらかの基準に当てはまらなかったということが考えられます。 あくまで、無償でボランティアで地域クラブ活動等に従事する場合は、許可(承認)は不要ですが、職員の心身の健康の確保及び学校での職務遂行上、なんらかの基準に当てはまらなかったということが想定されますので、たとえ無償であっても地域クラブ活動に従事することは好ましくないと考えられます。
33	活動場所の確保等	屋内活動場所へのエアコン設置等は検討しているのか。	勝央町教育委員会では、勝央中学校体育館にエアコン設置を行います。令和10年3月までの設置完了を目指して工事を進めていきます。
34	その他	地域クラブの指導者が中体連をはじめ、美勝英大会の運営にも、積極的に関わってもらうための表現をガイドラインに入れてはいかがか。	大会への参加にあたっての運営協力に関する条項は、本文中のみならず、認定地域クラブの認定要件の一つとして盛り込んでいるところ。教育委員会としては、認定要件の順守を各団体に周知し、大会等への協力をお願いしていきます。